

被災中小企業復興支援補助金 (コンプレックス補助金)のご案内

この制度は、歌手の吉川晃司さんと布袋寅泰さんの音楽ユニット「COMPLEX」が、被災地復興支援のために行った、東京ドーム公演の収益から、イベント運営会社の㈱ディスクガレージを通じて当市にいただいた寄付金により、基金を創設し補助するものです。

市では、東日本大震災により被災した市内中小企業者の、市内での本設による事業再建を支援する「被災中小企業復興支援補助金」を創設しました。

交付要件等は下記のとおりですので、本制度を活用される場合は、申請手続きをお願いします。

1 補助対象者

- 東日本大震災により事業拠点の主たる事業用資産が滅失し、市内で本設により事業を再開しようとする中小企業者。（震災以降、本設により事業を再開済の中小企業者も対象となります。）

2 対象業種

- 平成23年4月1日時点における、中小企業信用保険法第2条第5項第5号に規定する業種のうち市長が認める業種。（例：製造業、建設業、運輸業、卸売業、サービス業、小売業、療術業など）

3 要件

- 被災以前から市内で事業を営んでおり、被災後においても市内で事業を行うこと。
- り災証明におけるり災程度が「全壊」であること。
- 申請年度の末日（3月31日）までに施設設備を整備し、本設事業所にて営業を開始すること。
- 納期の到来した市税を完納していること。

4 補助対象経費

- 事業再建のために必要な、所得税法施行令第6条第1号（建物及びその附属設備）、第2号（構築物）、第3号（機械及び装置）、第7号（工具、器具及び備品）に掲げる資産の整備に要する経費のうち、市長が認めるもの。

※本事業において、車両、ブルドーザー、パワーショベルその他自走式作業用機械装置は補助対象から除きます。

5 補助限度額

業種	震災からの復旧経費を対象とした国・県・市の実施する他の補助金の交付決定を受けている場合	震災からの復旧経費を対象とした国・県・市の実施する他の補助金の交付決定を受けていない事業者が、本補助金において建物の本設に係る建築経費を申請する場合
宿泊業	200万円	200万円
その他の業種	50万円	150万円

※他の補助金とは、グループ補助金、中小企業被災資産復旧事業費補助金、中小企業被災資産修繕事業費補助金、テナント事業者本設店舗建設補助金などです。被災中小企業事業再開支援補助金（限度額50万円）は含みません。

6 申請書類

○陸前高田市被災中小企業復興支援補助金交付申請書（様式第1号）

（添付書類）(1) 整備に係る費用が確認できる書類（見積書、契約書の写し等）

(2) り災証明書（り災程度が全壊であること）

(3) 被災時に市内で事業を行っていたことが分かる書類

（法人は登記事項証明書、個人事業主は平成23年分所得税申告書の写し）

- 申請受付は令和4年1月28日（金）までとします。

裏面に続く

7 補助金の請求・支払

- ・補助事業完了日から20日以内に下記の書類を提出していただき、速やかに支払う予定です。
- 陸前高田市被災中小企業復興支援補助金実績報告書兼請求書（様式第4号）
 - （添付書類）・支払いを証する書面等（領収書の写し等）
 - ・整備した施設・設備等が確認できる写真 他

8 お問い合わせ

- ・地域振興部 商政課 商工係 TEL54-2111（内線 422）

【手続きの流れ】

